

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】令和5年1月30日(2023.1.30)

【国際公開番号】WO2020/167808
 【公表番号】特表2022-519877(P2022-519877A)
 【公表日】令和4年3月25日(2022.3.25)
 【年通号数】公開公報(特許)2022-053
 【出願番号】特願2021-546668(P2021-546668)
 【国際特許分類】
 A 2 4 B 15/16(2020.01)
 A 2 4 B 15/167(2020.01)
 A 2 4 B 15/36(2006.01)

10

【F I】
 A 2 4 B 15/16
 A 2 4 B 15/167
 A 2 4 B 15/36

【手続補正書】
 【提出日】令和5年1月19日(2023.1.19)

20

【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更

【補正の内容】
 【特許請求の範囲】

【請求項1】

エアロゾル生成材料であって、
 (1)抽出された大麻繊維と(2)ウェブ構築繊維との組み合わせを含む再構成大麻材
 料を含み、

30

前記抽出された大麻繊維は、大麻の葉、大麻の茎、大麻の芽、大麻の花、またはそれら
 の任意の組み合わせを含み、

~~前記ウェブ構築繊維は、亜麻繊維、麻繊維、アバカ繊維、針葉樹繊維、広葉樹繊維、竹繊維、ココナツ繊維、ラミー繊維、ジュート繊維、またはそれらの任意の組み合わせを含む、エアロゾル生成材料。~~

【請求項2】

請求項1に記載のエアロゾル生成材料であって、
 前記再構成大麻材料は、保湿剤で処理されており、
~~前記保湿剤は、グリセロール、プロピレングリコール、またはそれらの組み合わせを含む~~
 、エアロゾル生成材料。

40

【請求項3】

請求項2に記載のエアロゾル生成材料であって、
 前記保湿剤は、前記再構成大麻材料に、8重量%未満の量で含まれるか、または、5重
 量%超の量、かつ、50重量%未満の量で含まれる、エアロゾル生成材料。

【請求項4】

請求項1～3のいずれかに記載のエアロゾル生成材料であって、
 前記再構成大麻材料は、20重量%～50重量%の量の抽出された大麻の葉、20重量
 %～50重量%の量の抽出された大麻の芽及び/又は花、及び、3重量%～20重量%の
 量のウェブ構築繊維を含む、エアロゾル生成材料。

【請求項5】

50

請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載のエアロゾル生成材料であって、

前記再構成大麻材料は、テトラヒドロカンナビノールを 0.3 重量% の量で含有する大麻植物材料から形成されている、エアロゾル生成材料。

【請求項 6】

請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載のエアロゾル生成材料であって、

前記再構成大麻材料は、抽出された大麻の茎、種子、及びノまたは大麻残渣をさらに含む、エアロゾル生成材料。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載のエアロゾル生成材料であって、

前記再構成大麻材料に適用されるエアロゾル送達組成物をさらに含み、

前記エアロゾル送達組成物は、エアロゾル送達物質を含み、

前記エアロゾル送達物質は、ニコチン、カンナビノイド、テトラヒドロカンナビノール、カンナビジオール、または、カンナビノイドとテトラヒドロカンナビノールとの組み合わせを含む、エアロゾル生成材料。

10

【請求項 8】

請求項 7 に記載のエアロゾル生成材料であって、

再構成大麻材料は、テトラヒドロカンナビノールを 0.3 重量% 未満の量で含有する大麻植物材料から形成され、

前記エアロゾル送達物質は、カンナビスインディカ植物材料から得られる抽出物を含む、エアロゾル生成材料。

20

【請求項 9】

請求項 7 または 8 に記載のエアロゾル生成材料であって、

前記エアロゾル送達組成物は、前記再構成大麻材料に、1 重量% 超の量、3 重量% 超の量、5 % 超の量、10 重量% 超の量、15 重量% 超の量、20 重量% 超の量、25 % 超の量、30 重量% 超の量、35 重量% 超の量、または 40 % 超の量、かつ、50 重量% 未満の量で含まれる、エアロゾル生成材料。

【請求項 10】

請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載のエアロゾル生成材料であって

前記再構成大麻材料は、水溶性の大麻成分を、10 重量% 未満の量、または 5 重量% 未満の量で含むか、または、10 重量% ~ 60 重量% の量で含む、エアロゾル生成材料。

30

【請求項 11】

請求項 1 ~ 10 のいずれかに記載のエアロゾル生成材料であって、

前記ウェブ構築繊維は、前記再構成大麻材料に、3 重量% 超の量、5 重量% 超の量、または 8 重量% 超の量、かつ、40 重量% 未満の量で含まれる、エアロゾル生成材料。

【請求項 12】

請求項 1 ~ 11 のいずれかに記載のエアロゾル生成材料であって、

前記再構成大麻材料は、40 g s m ~ 120 g s m、または 55 g s m ~ 85 g s m の坪量を有する、エアロゾル生成材料。

【請求項 13】

喫煙物品であって、

喫煙可能なロッドと、

喫煙可能なロッドを包装する包装材料と、を含み、

前記喫煙可能なロッドが、請求項 1 ~ 12 のいずれかに記載のエアロゾル生成材料を含む、喫煙物品。

40

【請求項 14】

エアロゾル生成装置であって、

加熱装置と、

チャンバと、を含み、

前記チャンバは、請求項 1 ~ 12 のいずれかに記載のエアロゾル生成材料を収容し、

前記加熱装置は、前記エアロゾル生成材料を燃焼させることなく加熱することによって

50

、吸入可能なエアロゾルを生成することができるように配置されている、エアロゾル生成装置。

【請求項 15】

無煙ブレンド製品であって、

請求項 1 ~ 1.2 のいずれかに記載のエアロゾル生成材料を含む、無煙ブレンド製品。

10

20

30

40

50